

52	男性の育児・介護休業取得の促進	関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を実施します。 (再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	産業振興課、市民協働課
53		市男性職員の育児・介護休業取得を促進するため、管理監督者に対して「イクボスセミナー」を実施し、男性職員が育児・介護参加に対して向き合う姿勢、配慮への意識を高めます。	人事課

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり



<現状と課題>

暴力は、その対象を性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

令和2年度市民意識調査の結果によると、配偶者等から暴力を受けた経験については、65.9%がまったくないと答える一方、受けたことがある経験については「身体的暴力」が44.8%、「心理的攻撃」が10.6%、「経済的圧迫」が3.1%となっています。被害を受けた人の12.8%が「相談できなかった」と回答しており、性別で見ると、女性(14.9%)が男性(8.0%)より高くなっています。

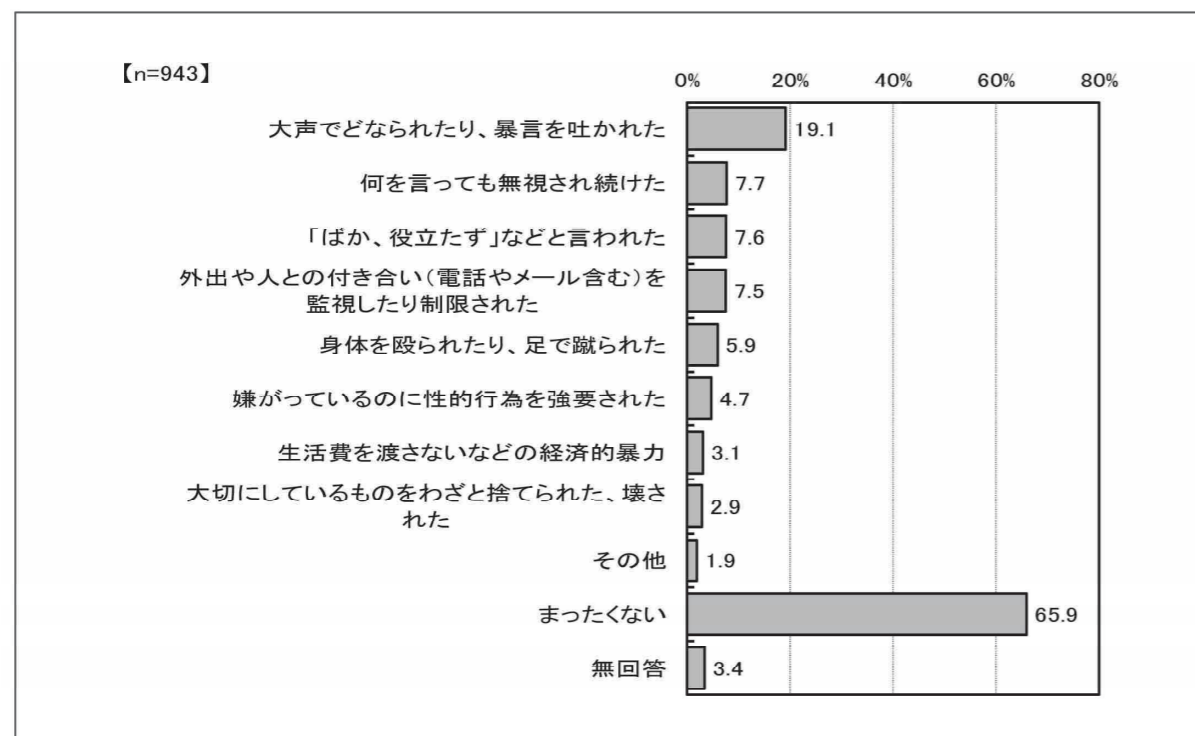
特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されているため、被害者が安心して相談できる窓口の周知が必要です。

さらに近年は、インターネット上の新たなコミュニケーションの広がりに伴い、これを利用した性犯罪などの事件が増加傾向にあるほか、子ども、若年層に対する性的な暴力も社会問題となっています。若い世代を被害者にも加害者にもさせないための予防教育や啓発が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントは社会問題であるにも関わらず、潜在化しやすい問題となっています。

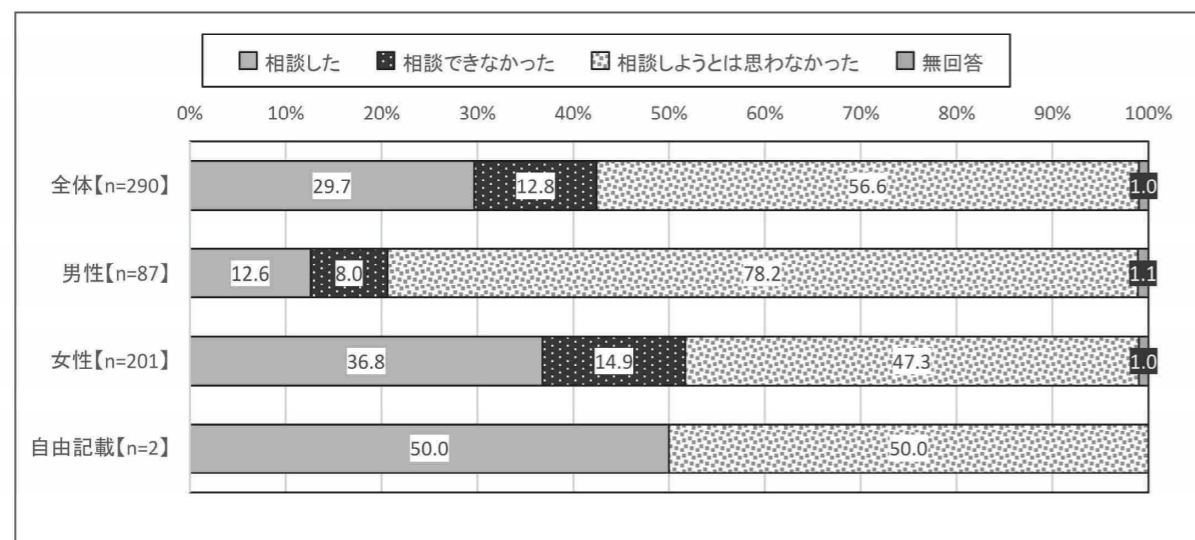
このため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることから、暴力根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実を図る必要があります。

《配偶者や恋人がいる、又は過去にいた人》配偶者等から暴力を受けた経験の有無（取手市）



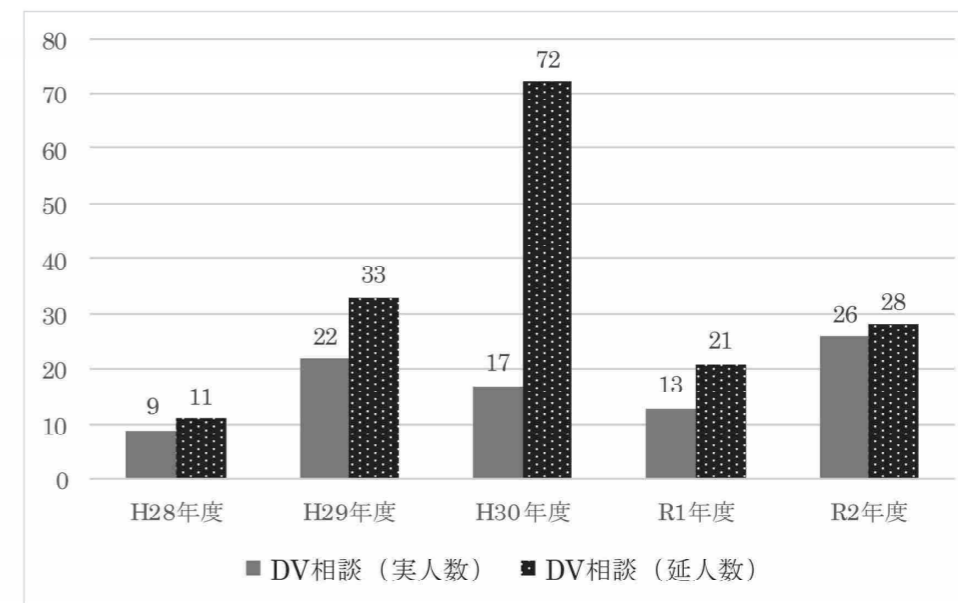
資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

《配偶者等からの暴力を受けたことがある人》配偶者等からの暴力について相談したか（取手市）



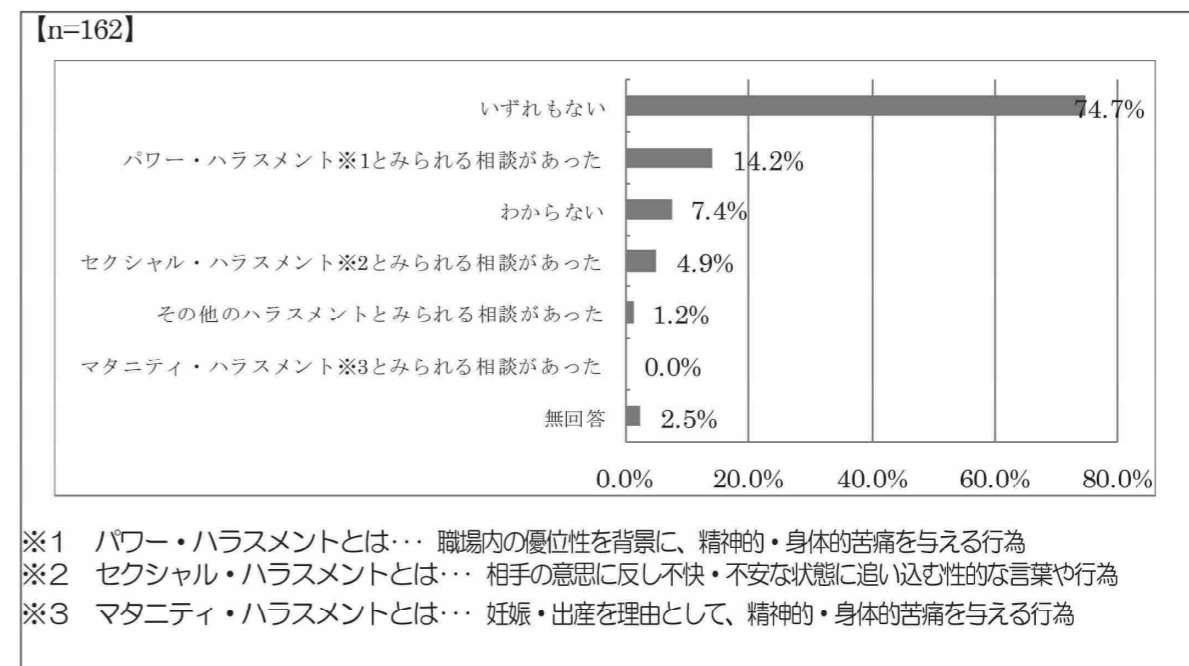
資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

配偶者等からの暴力に関する相談件数（取手市）



※延人数・・・同じ人が同じ案件で複数回相談に来た件数の足し上げ
資料：子育て支援課

事業所における過去3年間の従業員からのハラスメント相談事例（取手市）



※1 パワー・ハラスメントとは・・・職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為
※2 セクシャル・ハラスメントとは・・・相手の意思に反し不快・不安な状態に追い込む性的な言葉や行為
※3 マタニティ・ハラスメントとは・・・妊娠・出産を理由として、精神的・身体的苦痛を与える行為

資料：市民協働課 男女共同参画に関する事業所意識調査（令和2年）

取手市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（DV 対策基本計画）

本計画の「主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり（9）配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援、（10）安心して相談できる体制の充実」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「取手市の基本計画（DV 対策基本計画）」と位置づけています。

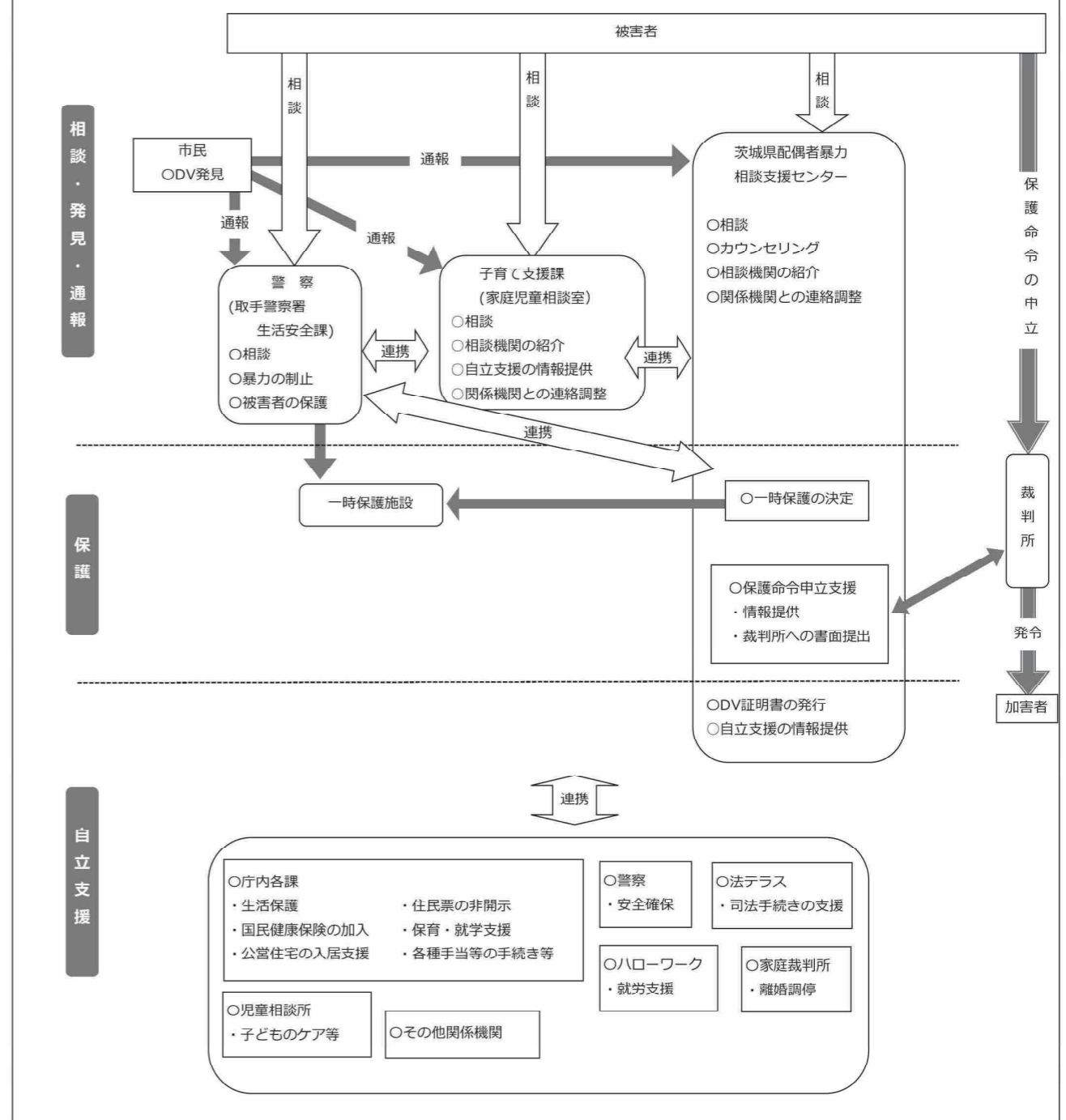
DV 対策基本計画の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV 防止に向けた取り組みが全国的に展開されている中、平成 13 年（2001 年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」（平成 25 年（2013 年）の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となる。）が施行され、以降、社会情勢の変化に合わせて改正を重ねてきました。

また、平成 16 年（2004 年）の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正においても、子どもが DV の環境下で育つことは虐待に当たることが明記されました。しかしながら、家庭内等で起こる DV は、被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。

本市においては、DV 相談と家庭児童相談との一体的な支援体制のもと、関係機関等との連携により、身近な相談窓口として被害者の適切な保護や自立支援等事案の深刻化の未然防止に努めてきたところです。今後さらに円滑に施策を展開し、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため、DV 防止法の趣旨を踏まえ、「取手市 DV 対策基本計画」を策定します。

DV被害者支援の流れ



指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
相談従事者のDVに関する研修参加回数	年0回	年1回	子育て支援課
受けたDVについて「どこに相談してよいかわからなかった」と答える人の割合	11.9%	10%未満	市民協働課 (市民意識調査)

施策の内容

(9) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援 (取手市DV対策基本計画)

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
54	DV防止に関する広報・啓発	広報紙やホームページ等を活用してDV防止に関する情報を周知します。	子育て支援課、市民協働課
55		11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用したDV防止についての啓発強化を図ります。	子育て支援課、市民協働課
56		DVを許さない社会の実現を図るため、人権教育などの意識啓発やDVのある家庭における子どもへの影響について、相談などの機会に情報提供を実施します。	子育て支援課、市民協働課
57		若年層向けのデートDV予防について、広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。	子育て支援課、市民協働課
58	早期発見と適切な支援	DV被害の早期発見、被害者への適切な支援ができるよう、警察、学校、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、保健センター、子育て支援センター、地域など関係機関と連携して取り組みます。	子育て支援課

(10) 安心して相談できる体制の充実 (取手市DV対策基本計画)

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
59	相談体制の充実	相談員が被害者に寄り添った支援を行うことができるよう、専門研修を受講し、資質向上を図ります。また、被害者が早期に相談にいただけるよう、相談窓口等の情報提供や周知を行います。	子育て支援課、各相談窓口所管課
60	関係機関との連携	県などの関係機関、庁内の関係各課と連携し、個々の相談に対応する体制を強化します。	子育て支援課、各相談窓口所管課
61		市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。	子育て支援課

(11) あらゆる暴力やハラスメントの防止

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
62	ストーカー、性暴力等の防止啓発	4月の「若年層の性暴力被害予防」月間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用した暴力防止についての啓発強化を図ります。	子育て支援課、市民協働課
63		若年層が被害に遭いやすいJKビジネス ^{*1} やSNSを使ったリベンジポルノ ^{*2} 等についての啓発や相談窓口に関する情報提供を実施します。	子育て支援課、市民協働課、子ども青少年課(青少年センター)
64	青少年相談の充実	いじめ等様々な悩みや問題を持つ青少年やその保護者が、電話やメール、面接等によって気軽に相談できるよう、相談体制の充実と周知を図ります。	教育総合支援センター、子ども青少年課(青少年センター)

65		各学校と教育委員会が一体となり、人間関係や学業、部活動、家庭生活など様々な悩みを持つ子ども達に寄り添い相談を受けることができる体制を構築します（全員担任制・チーム指導及び教育相談部会の導入により、全ての教員が相談に応じ、情報共有できる体制を構築。さらに教育総合支援センターと連携し課題に対応）。	教育総合支援センター
66		インターネットトラブルに巻き込まれがちである若い世代を対象に、被害の未然防止や被害に遭った際の相談先などについて啓発します。	産業振興課（消費生活センター）
67	人権相談の実施	様々な人権問題について対応するため、人権擁護委員等による無料相談会を実施します。	市民協働課
68	ハラスメントの防止	市職員向けにハラスメントの防止等に関する指針を策定するとともに、ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を継続して実施します。	人事課
69		事業所に対して、広報紙やホームページ等を活用し、ハラスメント防止に対する情報の提供や、意識の啓発を実施します。	市民協働課、 産業振興課

※1 JKビジネスとは…女子高校生（JK）などを利用してお金を稼ぐビジネスのことをいいます。「お店で話をするだけのアルバイト」などと誘い、健全な営業を装いながら、性的な行為の強要などの被害に遭うことがあります。

※2 リベンジポルノとは…元交際相手などが復讐を目的として、交際時に撮影した性的な画像や動画等を本人の承諾なくインターネット上に公開するいやがらせ行為をいいます。

主要課題5

様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に

立った支援



<現状と課題>

本市の人口は令和3年4月1日現在 106,293人で10年前(平成23年)と比較して4,135人減少しており、毎年減少傾向にあります。

年齢別区分の推移は、年少人口(0歳から14歳)、生産年齢人口(15歳から64歳)は減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の比率は人口が減っていく中で増加しており、65歳以上の人口は36,709人で、高齢化率は34.5%となっています。今後も増加が予想されます。世帯数は10年前(平成23年)に比べて4,420世帯増加していますが、1世帯当たりの人員は10年前の2.5人から2.2人に減少しており、核家族化、単身世帯が増えていることがうかがえます。母子家庭・父子家庭の状況は児童扶養手当認定者数からみると令和2年度は812世帯です。また、高齢福祉課調べによると、市内の高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯がともに増加傾向にあります。身体障害者手帳などを所持する障害児・障害者も年々増加しています。さらに最近の傾向としては、市内に住む外国籍の住民人口も増加しており、令和2年4月は1,831人で、5年前の1,447人に比べ384人増加しています。

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、パートタイム契約の打ち切りにより経済的に困窮する等、生活上の困難に陥るケースもあり、女性など社会的に弱い立場にある人々により深刻な影響をもたらしています。

年齢、障害、国籍、性別等にかかわらず、全ての人が地域の一員として安心して暮らし続けることができるようにするため、男女共同参画の視点に立った支援に努めます。また、同時にいきがいをもって生活できる環境を整えることも重要です。